

壱岐市農業委員会定例会（平成28年4月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年4月25日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 25名
4. 欠席委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員
……番 ……委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番 ……委員 ……番 ……委員
 - 第2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第19号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
議案第20号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
議案第21号 平成28年度農用地利用集積計画について（第1回）

7. その他

開 会 （ 午前 9：00 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成28年4月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中26名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

早速これより、議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 ……委員、…番 ……委員をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第17号、「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ、決定の要がある。

11番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触・・・ 田 521㎡

同じく・・・ 田 2,230㎡

計 2筆で2,751㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・・・・・

経営地ですが、田が19,032㎡、畑が4,258㎡、計の23,290㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料・大豆の作付けです。農機具はトラクター、ハーベスター、軽トラックを所有してあります。田植機は生産組合のものを利用してあります。農作業歴は本人が50年、妻25年です。通作距離は約3Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農業生産法人要件」、譲受人は個人であり、適用なし。

「信託要件」、信託でないので適用なし。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらない。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り飼料を作付ける予定であり、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月22日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・です。今、事務局が申しましたとおり22日譲受人立ち会いの下、現場にて説明を受けました。譲渡人の・・・さんは、もう高齢の為、施設に居られますし子供さんが居られますが残念なことに帰って農作業をする考えが無いようでございます。譲受人のかつての希望によりまして売買という事になっております。若干通作距離が遠いと思しますので、そこを確認した所、機械銀行、また、生産組合の機械を利用して耕作するという事で行っていただきました。今年度については、WCSを作る計画をされておりました。耕作については、そういう形をとられるそうで何ら問題は無いと思えますし水も十分に今ありますので、生産されてくれるものと思っております。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第17号は決定いたします。

続きまして、議案第18号 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号 「農地法第4条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在、

芦辺町深江本村触・・・・ 台帳地目 田 現況地目 畑 1,057㎡
転用目的、植林用地

申請人、・・・・・・

申請理由、販売用サカキの遮光のため、申請地にヒノキを植栽したいので申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。4月22日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 只今事務局より説明があったとおりでございますけれども、去る22日に事務局と立ち会いを致しました。本人立ち会いの下で事情を聞きましてけれど、この圃場は昨年までは、荒廃地に近い状態の圃場になっておりました。機械を入れて整地された訳でございます。そして、もう既にサカキは一部植えておられます。本来植林でヒノキを植えるのでは無く、サカキの栽培を

するのが目的であるという事でございますので、どうぞ、ご承認方をよろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・です。この判断について、一寸お尋ねしたいことがありますので、一寸内容を聞いてからという事で、サカキという、この現状の図面を見ればきれいになっている畑のように見えますけれど、ヒノキを植えてシクリの中の方がサカキは育ちが良いのか生育が良いのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、17番・・委員。

・・委員 お答えいたします。サカキはですね。日光が当たるとあまり良い製品ができない訳ですね。ですから必ず植林の下にサカキを植えた方が立派なサカキが出来る。行って見られれば分かると思いますが、世知原町のサカキは全て林の中に栽培をされております。そういう状況ですから、当然ヒノキか或いは杉の木かを植えた下にサカキは植えないと当たり前のサカキは出来ないという状況でございます。以上です。

議長 よろしいですか。はい、・・委員。

・・委員 大変、立派なご説明ありがとうございました。友達の所に大きなサカキの木があります。でも日光が当たってサカキは伸びてなく、盆栽みたいに小さくなっております。それで中々見つけるのも難しいという事でありました。1本の木でそんな感じでありました。ヒノキは高くそれも管理のやり方次第でしようと思っております。立派なサカキを作って、そして生産向上農地の活用をやって頂きたいなあと思っています。私は以上賛成の意味で、ただ内容的にはどんなものかと思って質問いたしました。ありがとうございました。

議長 外にございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第18号は意見を付して進達いたします。

続きまして議案第19号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第19号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番、土地の所在、

芦辺町諸吉二亦触・・・・・・・・・・畑 609㎡

除外目的、植林用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、販売用サカキの遮光のため、申請地にヒノキを植栽したいので農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。4月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 本件につきましては、先程ありましたように4月の22日に申請人、そして事務局と立会をいたしました。これは、農協が新規導入作物として導入を致しますものでございまして、サカキにつきましては、従来、先程出ました様にヒノキ山に間伐をしてサカキを植えてあったものですが、それが最近では高齢化とそしてまた、機械化等々にそぐはないという事で平地に出て参っております。それが、今回、この取り組み予定にでしております。いわゆる畑の方にヒノキと一緒に植えて、やるという方法が今とられておるようでございます。そういった中で今回、農協として取り組まれておりますが、20名の方がサカキ2,400本、そしてシキミが3,600本、今年、この春、植栽をされる予定になっております。JAの取り組みでございますし、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号はその旨回答いたします。

続きまして議案第20号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第20号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答する要がある。

3番、土地の所在、

勝本町東触・・・・・・・・・・ 田 646㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を牛舎及び飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。4月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今、事務局が説明されましたとおり4月の21日現地にて確認を行っております。申請人は、現在大工の傍ら繁殖牛を8頭程、飼っておりますけれど、どうしても牛舎が手狭で、放牧もしたい、飼料置場も確保したいという事で、すぐ隣接する現状転作をしてある田、その周辺も一応田んぼという事で問題はないかというふうに思っております。後継者の方も息子さんが、新しく昨年からは牛と一緒に飼いはじめておりますので、問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、3番は、異議無い旨回答いたします。

続きまして4番の説明を求めます。

事務局 4番、土地の所在、

勝本町片山触・・・・・・・・・・ 田 446㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を耕作道及び飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。4月22日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今年になりまして牛舎を建てました。それが丁度申請地の真上に当たります。申請地が一段、下がっておりまして、そこに入る牛舎に行く耕作道と牛舎の上に田んぼがありまして、そこに入る耕作道路が一寸ないので、今回の申請になったという事です。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、4番も異議無い旨回答いたします。

続きまして議案第21号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお開き下さい。

議案第21号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度1回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ

き、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は158件、借手が65人、貸手が149人です。田が253筆で414,021㎡、畑が66筆で76,158㎡、合計で319筆の490,179㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、18頁から28頁に掲載しております。よろしくお願いいたします。

議長

はい、以上の説明でございますが、事務局が申しましたとおり、皆様署名・押印されておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご承認を頂いたものと思っております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら本日の定例の全日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。